毒物及び劇物取締法 業務上取扱者の取扱規定について

第22条第5項(業務上取扱者)

第 11 条 , 第 12 条第 1 項及び第 3 項 , 第 16 条の 2 並びに第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は , 毒物劇物営業者 , 特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

業種		事務種別	登録権限者 /届出先	有効期間	取扱 責任者	取扱規定
製造業,輸入業		登録	地方厚生局長 (-部は都道府県知事)	5年	要設置	適用
販売業	一般販売業	登録	都道府県知事 保健所を設する市の市長 又は特別区の区長	6年	要設置	適用
	農業用品目販売業					
	特定品目販売業					
業務上 取扱者	要届出業種	届出	都道府県知事	永久	要設置	適用
	その他の業種	なし				適用
特定毒物研究者		許可	都道府県知事	永久	要設置	適用

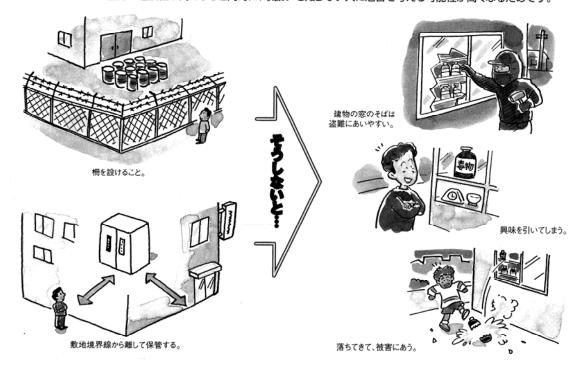
第11条(毒物又は劇物の取扱)

1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は,毒物又は劇物が盗難にあい,又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。



敷地境界線から離れたところに保管しましょう。

毒劇物は、誰もが容易に近づくことができないように保管する必要があります。関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなるためです。





保管場所は目の行き届くところにします。

毒劇物がどこにどのくらいあるか、管理者は常に把握しておく必要があります。目配りが利く場所に置いて管理することは、盗難を未然に防ぎます。また、地震や火事といった災害時にも素早い対応ができるので、自分や周囲の人々を毒劇物の危害から守ることになります。



毒劇物の有無が確認できる場所に置く。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。



盗難にあいやすい設置場所
ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、
人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。

Ì

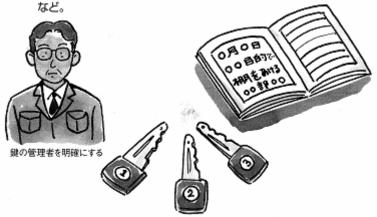
保管庫に保管する場合は施錠します。



鍵の管理を徹底します。

鍵の管理の徹底のため、以下の措置をしっかりと行います。

- 1.鍵の管理者を明確にする。
- 2.鍵の数量のチェックを定期的に行う。(合鍵の数は必要最低限)
- 3.鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は、責任者の許可を得るなど。





紛失防止のための管理を行います。

毒劇物の管理には「毒劇物管理簿」を付け、日常 的に使用量や残量を確認します。





無用の毒劇物は購入しないようにしましょう。

毒劇物の管理は盗難や危害防止のためのきめ細かい対策が必要です。不必要な毒劇物を購入することによって、思わぬ災難がふりかかる可能性もあります。慎重に購入して下さい。



第11条(毒物又は劇物の取扱)

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は,毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所,営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し,漏れ,流れ出,若しくはしみ出,又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

第12条(毒物又は劇物の表示)

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は,毒物又は劇物の容器及び被包に,「医薬用外」 の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字,劇物については白地に 赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、 「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示 しなければならない。

第16条の2(事故の際の措置)

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11 条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ 込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれが あるときは,直ちに,その旨を保健所,警察署又は消防機関に届け出るとともに,保健 衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、 又は紛失したときは,直ちに,その旨を警察署に届け出なければならない。



通報体制を整備します。

いざという時にあわてないように、予めだれが通報す るのか決めておきます。通報担当者がいない場合に はどうするかも決めておきます。





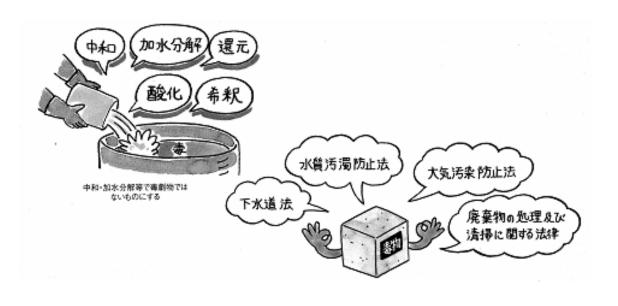
飛散、漏えい、侵出、流出した場合

直ちに、通報する。



第15条の2(廃棄)

毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は ,廃棄の方法について 政令で定める技術上の基準に従わなければ,廃棄してはならない。



毒物劇物の危害は,事業所によって取り扱う種類や態様,作業手順,異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。



① 毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項



②毒劇物の貯蔵又は取扱いに係 る作業の方法に関する事項



③毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項



④毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備 又は補修に関する事項



⑤事故時における関係機関への通報 及び応急措置活動に関する事項



⑥毒劇物の貯蔵及び取扱いの 作業を行う者及びその設備 の保守を行う者、事故時の 応急措置を行う者の教育及 び訓練に関する事項



⑦その他、保健衛生上の危害を 防止するために遵守しなけれ ばならない事項



毒劇物を取扱う事業所はこれらの項目について、具体的かつ詳細な細則を定めること となっています。